

事務局長	係長	係

第16回大町町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月4日（月）午前9時00分～午前9時30分
2. 開催場所 大町町役場 第1委員会室（2階）
3. 出席者（9名）

委員	土井 泉章	農地利用最適化推進委員	堤 與四行
委員	亀川 一久	農地利用最適化推進委員	鵜池 隆幸
委員	武村 哲也	農地利用最適化推進委員	原 豊広
委員	福田 源吾		
委員	永尾 喜代子		
委員	牛島 幸雄		
4. 欠席者（1名）

委員	堤 忠雄
----	------
5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委員 ■番 ■■ ■■■ 委員 ■番 ■■ ■■■

- 第2 【議案第10号】 令和3年度農業経営基盤強化促進法（第3号）の諮問について
- 【議案第11号】 農地法第3条の規定による農地の貸借について（1件）
- 【議案第12号】 非農地証明について（1件）

その他

- ・農用地利用配分計画について

6. 農業委員会事務局

事務局長	高田 匡樹
係長	津野 弘樹
主事	細川 哲也

7. 会議の内容

事務局

おはようございます。ただ今から令和3年第16回大町町農業委員会総会を開催いたします。出席委員は7名中6名で定員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。農業委員会法により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の進行は土井会長にお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入りますが、まず、議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは議事録署名委員は■番■■■■委員と■番■■■■委員をお願いいたします。なお、本日の議事録書記には■■氏を指名いたします。それでは、議案に入ります。議案第10号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第3号)の諮問についてを議題に供します。事務局から議案第10号の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

おはようございます。それでは、議案第10号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第3号)の諮問について、説明をいたします。3ページ以降の農用地利用集積計画表をご覧ください。

【以下、議案書に基づき議案第10号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第3号)の諮問についての内容を朗読及び説明】

以上、計画の内容は経営面積等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で議案第10号の朗読及び説明を終わります。

補足になりますが、今回経営移譲を行う■■■■氏からその後継者である■■■■氏への経営主変更に伴う利用権設定であり、利用権設定の残期間を引き継ぐ内容となっております。

議長

ありがとうございました。何かありませんか。

(質問・意見等なし)

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第10号令和3年度農業経営基盤強化促進法(第3号)にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

議案第10号令和3年度農業経営基盤強化促進法（第3号）にかかる農用地利用集積計画の諮問について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第11号農地法第3条の規定による農地の貸借（1件）について、事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局

それでは9ページをご覧ください。令和3年9月21日に申請があった分の説明をいたします。

【以下、議案書に基づき議案第11号農地法第3条の規定による農地の貸借についての内容を朗読及び説明】

それでは、別添でご用意しております「3条に係る意見書の許可基準調査書」をご覧ください。1. 権利の種類ですが、今回は使用収益権となっています。続いて2. 農地法第3条第2項該当の有無ですが、第1号世帯員や機械の状況から全ての農地において耕作すると認められない場合については、既に貸付人が耕作していた農地で、経営主の変更とともに借受人を子へ変更する内容であり、借受後も引き続き全ての農地において耕作すると認められることから、該当しません。第2号は法人ではございません。第3号は信託などではございません。第4号権利を取得しようとする者が、取得後耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合ですが、世帯で営んでいた既耕作地の経営主および借受人の変更であり、常時従事すると思われしますので、該当しません。第5号の50a要件ですが、全体で■■■■㎡の経営となり要件は満たしております。第6号質入れではございません。第7号周辺農地等の集団化等には支障はございません。以上により、許可相当ではないかと思われま

議 長

ありがとうございました。ご意見等ございませんか。

(質問・意見等なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第11号農地法第3条の規定による農地の貸借について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

議案第11号農地法第3条の規定による農地の貸借について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、議案第12号非農地証明について（1件）、事務局よりお願

いします。

事務局

それでは17ページをご覧ください。令和3年9月21日に申請があった非農地証明願（1件）の説明をいたします。

【以下、議案書に基づき議案第12号非農地証明（1件）についての内容を朗読及び説明】

今回の申請地は、時期不詳ではありますが、永年農地としての認識がないまま隣接する公衆用道路の一角として利用されてきたものであり、道路一帯の舗装工事を行うにあたり農地であることが判明した次第です。現状も引き続き道路の一部として利用されており、特に隣接農地への影響は見られないことから、非農地としての判断はやむを得ないと思われまます。

議長

ありがとうございました。ご意見等ございましたか。

（意見・質問等なし）

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第12号非農地証明について、賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

議案第12号非農地証明について、賛成多数により原案のとおり決定いたしました。それでは続きまして、その他について、事務局よりお願いします。

【事務局より、農用地利用配分計画について説明】

議長

ありがとうございました。何かありませんか。

（意見・質問等なし）

議長

他になければこれで終わりたいと思いますので、閉会をお願いします。

副議長

それでは、これもちまして第16回大町町農業委員会総会を閉会いたします。次回の農業委員会総会は11月4日（木）午前9時から開催します。本日はお疲れ様でした。

上記のとおり大町町農業委員会議事録記載に相違ないこと記することに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員